

福祉輸送事業者燃料価格高騰等支援金給付要領

(趣旨)

第1条 介護保険の要介護・要支援認定を受けている人や身体に障がいのある人など単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な人の移動手段を確保するため、福祉輸送事業者に対し燃料価格高騰及び新型コロナウイルス感染症対策に必要な支援金を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 福祉輸送事業者 次の第2号及び第3号の者をいう。
- (2) 福祉有償運送事業者 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送を行う者をいう。
- (3) 福祉輸送事業限定事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を営む者をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付対象者は、福祉輸送事業者のうち、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）において廃止又は休止しておらず、引き続き事業継続の意向を有する者とする。

(支援金の給付)

第4条 支援金の額は、給付対象者が基準日において事業で使用している車両（神奈川県内で運行しているものに限る。）1台あたり12,000円とする。

- 2 前項の規定に関わらず、介護報酬又は障害福祉サービス費若しくは本支援金と同一の事業目的で交付される補助金等（本支援金の上乗せとして交付されているものを除く。）で措置されている車両は、支援金の給付の対象から除くものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の申請期間は、令和4年12月26日（月）から令和5年1月20日（金）までとする。

- 2 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期間内に、「福祉輸送事業者燃料価格高騰等支援金給付申請書（第1号様式）」を神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の給付を決定するものとする。

- 2 知事は、審査の際に申請の内容について、第三者に対して確認を行うことができる。
- 3 知事は、支援金の給付を決定したときは、その決定内容を「福祉輸送事業者燃料価格高騰等支援金給付決定兼額の確定通知書（第2号様式）」により申請者に通知し、支援金を給付する。
- 4 知事は、申請の内容が適当と認められないため支援金を給付しないことを決定したときは、その決定内容を「福祉輸送事業者燃料価格高騰等支援金不給付決定通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。
- 5 知事が第1項の規定による給付の決定を行った後、申請者の不備による振込不能等があり、知事が確認に努めたにもかかわらず申請者による補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(暴力団排除)

第7条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、給付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ支援金の給付を受けようとする者又は支援金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）が、前項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(給付決定の取消し)

第8条 知事は、支援金の給付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 給付対象者に該当しないことが判明した場合
- (2) 支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件若しくはこの要領に基づき知事が行った指示に違反した場合

(3) その他、偽り等不正の手段により支援金の給付を受けたことが判明した場合

(4) 前条第1項各号のいずれかに該当する場合

2 知事は、第1項の規定による給付決定の全部又は一部を取消したときは、「福祉輸送事業者燃料価格高騰等支援金給付決定取消通知書(第4号様式)」により申請者に通知する。

(支援金の返還)

第9条 知事は、支援金の給付決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 知事は、第7条第3項又は前条の規定により支援金を返還させることとした受給者が、知事の定める期日までにこれを返還しなかった場合、当該期日の翌日から起算して、受給者が返還した日までの日数1日につき、返還額に年2.5パーセントの割合で計算した額(以下「遅延利息」という。)を徴収できる。ただし、計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を徴収しないことができ、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てて徴収できる。

(その他)

第11条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は令和4年11月24日から施行する。